

鳥取県告示第 858 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野1521の2、1521の6、1521の9、1521の14から1521の16まで、1521の28から1521の59まで、1521の65、1521の67、1521の69、1521の71、1521の73、1521の75、1521の76、1521の89から1521の92まで、1521の99、1521の100、1521の102から1521の107まで、1521の113から1521の148まで、1521の152、1521の153、1522の1、1522の3から1522の5まで、1523、1524の1、1525の1、1525の2、1525の8、1525の12から1525の14まで、1525の16、1525の20から1525の23まで、1525の25、1525の27から1525の68まで、1525の72、1525の75から1525の81まで、1525の93、1525の95、1525の97から1525の99まで、1525の164から1525の166まで、1525の168から1525の172まで、1525の178、1525の317、1525の318、字向原1541の1から1541の3まで、1541の5から1541の18まで、1541の21、1542の3、1542の4、1542の6、1542の7、1542の9、1542の10、1542の12、1542の13、1542の21から1542の50まで、1542の56、1542の59、1542の62から1542の67まで、1542の69、1542の83から1542の85まで、1542の96から1542の99まで、1542の120、1542の155、1542の161、1544の1、1544の3、1544の10から1544の12まで、1546の1から1546の3まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)